

令和元事業年度
事業報告書

独立行政法人 労働者健康安全機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	法人の目的、業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（1）法人の目的	
	（2）業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）・・・・・・	5
4	中期目標・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（1）概要	
	（2）一定の事業等のまとまりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等・・・・・・・・・・	8
6	中期計画及び年度計画・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉・・・・・・・・・・	13
	（1）ガバナンスの状況	
	（2）役員等の状況	
	（3）職員の状況	
	（4）重要な施設等の整備等の状況	
	（5）純資産の状況	
	（6）財源の状況	
	（7）社会及び環境への配慮等の状況	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策・・・・・・・・・・	19
	（1）リスク管理の状況	
	（2）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業績の適正な評価の前提情報・・・・・・・・・・・・・・・・	21
10	業務の成果と使用した資源との対比・・・・・・・・・・	28
	（1）令和元年度の業務実績とその自己評価	
	（2）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11	予算と決算との対比・・・・・・・・・・・・・・・・	30
12	財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・	31
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報・・・・・・・・・・	34
14	内部統制の運用に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・	36
15	法人の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	（1）沿革	
	（2）設立に係る根拠法	
	（3）主務大臣	
	（4）組織図	
	（5）事務所の所在地	
	（6）主要な特定関連会社等の状況	
	（7）主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
	（8）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
16	参考情報・・・・・・・・・・・・・・・・	44

1 法人の長によるメッセージ

(1) はじめに

私たち独立行政法人労働者健康安全機構は、厚生労働省所管の法人であり、働く人々の健康を守り、病気を治療し、職場復帰を推進するための活動や研究などを行っています。

昨今の社会情勢においては、人口の高齢化に伴って疾病を持つ勤労者の方々が増加しており、かつ働き方改革に伴って、高齢者や女性の積極的な社会参加が求められています。

このような状況において、医療に求められる役割も変化しており、病気に対して治療するだけでなく、職場への復帰、また復帰後においても、治療と就労が両立できるよう、医療と職場が連携することが求められています。

また、職場においても、働きやすい職場づくりのためには、従業員の方々の健康を改善又は維持して病気にかかることを予防することが重要な課題であり、そのための環境整備が求められています。

当機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合するとともに、また日本バイオアッセイ研究センターの事業を追加して、平成 28 年 4 月から「独立行政法人労働者健康安全機構」として発足しました。

両法人がこれまで行ってきた業務を着実に継続するとともに、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院等の臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮させることで、引き続き労働者の健康と安全の確保に寄与してまいります。

(2) 事業内容

労働者健康安全機構は、過労死関連疾患、アスベスト、メンタルヘルス、脊髄損傷、産業中毒など、勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業などを行い、もって労働者の福祉の増進に寄与しています。

このため、機構では、労災病院、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター、せき損センター、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センターなどの運営を行うことにより

ア 労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、治療と就労の両立支援、労災疾病研究とモデル予防法・モデル医療技術の開発・普及

イ 労働現場における負傷、疾病等の災害の防止を図るための高度な専門的知見に基づく災害原因の調査と再発防止策の提言等

ウ 化学物質等の有害性調査

エ 産業保健関係者（職域関係者）に対しての研修等を通じた知見の普及

オ 企業倒産に伴い賃金未払のまま退職した労働者に対する未払賃金の立替払等の事業を行っています。

（３）主な事業

＜調査研究の事業＞

労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、労働災害防止に関する基礎・応用研究機能と臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を行い、社会の期待により一層応えられるような体制を整えております。

また、産業活動に伴い依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、モデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組んでおります。

日本バイオアッセイ研究センターでは、ラット、マウス等の実験動物を用いて、吸入ばく露試験はもとより経口投与、皮膚塗布などによる安全性試験、また微生物や培養細胞を用いた変異原性試験等を行っています。信頼性の高いデータを提供するために、G L P (Good Laboratory Practice：優良試験所規範)の各条件を満足する施設・設備を始め、高い技術力を持った体制を整えています。

＜労災病院の事業＞

労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）、化学物質のばく露による産業中毒等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまで一貫した高度・専門的医療を提供しているところです。

また、労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に研究を行い、その最新の研究成果を踏まえて、産業医等関係者、地域の労災指定医療機関関係者に普及する活動にも取り組んでおり、労災医療全体の質の向上を図っているところです。特に、アスベスト関連疾患や化学物質のばく露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応しているところです。

勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、経営基盤となる5疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関となるよう努力しているところです。

<産業保健総合支援センターの事業>

労災病院事業と連携しつつ、職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害、アスベストによる健康障害等の社会的政策課題、高齢労働者が増えている中小企業に対する地域産業保健センターによる健康相談等について事業場の産業医、衛生管理者等産業保健関係者がその役割を十分に発揮できるよう、経験豊富な専門スタッフが研修、相談、情報提供等の支援サービスを提供しているところです。

<未払賃金立替払の事業>

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払となっている賃金の一定額について、政府が事業主に代わって立替払を行う制度の運用を当機構で行っているところです。

未払賃金立替払については、審査処理体制の強化を図りつつ原則週1回払いの堅持、審査業務の標準化の徹底等に取り組むとともに、労働者の承諾を得て、賃金請求権を代位取得し、事業主等へ求償しているところです。

(4) おわりに

私たち労働者健康安全機構は、国民の皆様が健康に、かつ安心して働くことができるようこれらの課題に取り組んでおり、全国に配置されている労災病院、治療就労両立支援センター（部）、産業保健総合支援センターにおいて、病気の治療、就労の両立支援とそのための人材育成、企業の産業保健関係者の方々への支援など様々な事業を実施しています。

さらに、労働安全衛生総合研究所及び日本バイオアッセイ研究センターにおいて、理学、工学、医学、健康科学等様々な観点から総合的・専門的に労働災害や職業がん等を防止するための研究・調査を行っています。

以上の活動を通して、私たちは働き方改革へ積極的に貢献し、全ての働く人々の支えとなれるよう精進してまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、令和元年度の取組としては、令和2年2月に機構本部に理事長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、横浜港に停泊していたクルーズ船へのDMAT派遣、帰国者・接触者外来の設置、新型コロナウイルス陽性患者の受入・治療、不足物資に係る施設間調整など、機構本部と各施設が連携して対応してまいりました。

今後も引き続き、国民の皆様が安心し、かつ信頼していただける活動を行い社会への貢献に努めてまいります。

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 有賀 徹

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

独立行政法人労働者健康安全機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。（独立行政法人労働者健康安全機構法第3条）

(2) 業務内容

労働者健康安全機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法第3条の目的を達成するため社会復帰促進等事業のうち次の業務を行うこととなっています。

ア 業務災害又は通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

（ア）療養施設の設置及び運営

イ 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

（ア）納骨施設の設置及び運営

ウ 労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

（ア）労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務についての知識及び技能に関し、産業医その他当該業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営

（イ）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する未払賃金の立替払事業

エ 事業所における労働災害や職業性疾病を防止するために必要な事業

（ア）労働安全衛生総合研究所の設置及び運営

オ 職業がんから勤労者を守るために必要な事業

（ア）日本バイオアッセイ研究センターの設置及び運営

カ その他

（ア）ア～オの事業に附帯する業務

（イ）休養施設の移譲又は廃止及びそれまでの間の運営

（ウ）労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収

（エ）カ（イ）～（ウ）の事業に附帯する業務

3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

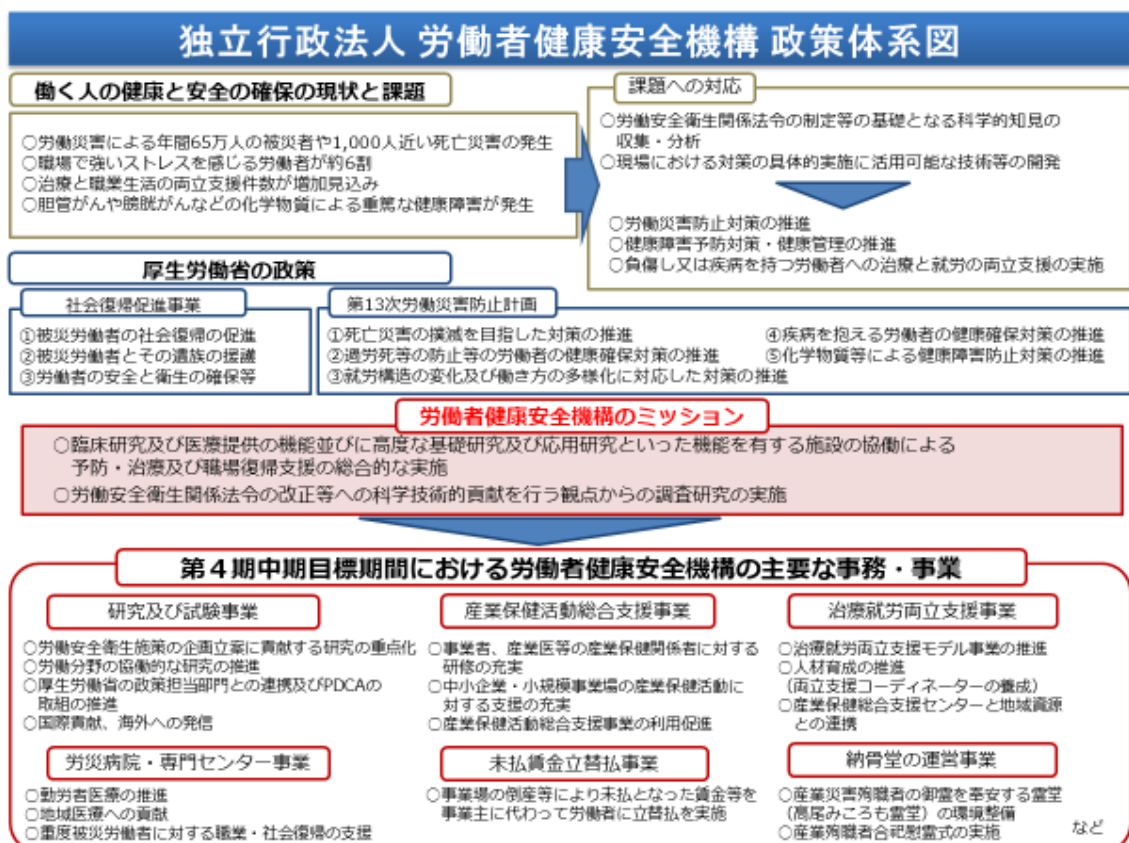
厚生労働省は、過労死等防止対策、メンタルヘルス対策及び職業性疾病的防止対策等、広範な課題に対して、労働者一人一人の日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の取組を実施していく必要があります。

また、働き方改革を総合的に推進するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）において、国の施策として、治療と仕事の両立等が新たに規定されました。

このため、厚生労働省は働く人々の視点に立った取組を着実に進めていく必要があり、国の労働政策の一翼を担う労働者健康安全機構においては、治療と仕事の両立等のための第一線における取組を更に推進する必要があります。

これらを踏まえ、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施及び労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究の実施が労働者健康安全機構のミッションとして位置付けられています。

労働者健康安全機構の政策体系図は以下のとおりです。



4 中期目標

(1) 概要（第4期中期目標期間（平成31年4月～令和6年3月））

近年、少子高齢化の進展に伴い就業構造及び経営環境が大きく変化し、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっており、厚生労働省は、過労死等防止対策、メンタルヘルス対策及び職業性疾病の防止対策等、広範な課題に対して、労働者一人一人の日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の取組を実施していく必要があります。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）において、国の施策として、治療と仕事の両立等が新たに規定されました。

このため、厚生労働省は働く人々の視点に立った取組を着実に進めていく必要があります。国の労働政策の一翼を担う労働者健康安全機構においては、治療と仕事の両立等のための第一線における取組を更に推進する必要があります。

これらを踏まえ、労働者健康安全機構は、労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究をより一層実施するとともに、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施を図ることにより、労働者の健康及び安全の確保並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施することが求められています。

詳細につきましては、第4期中期目標を御覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

労働者健康安全機構は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は以下のとおりです。

一定の事業等のまとまりの区分
研究及び試験事業
労働災害調査事業
化学物質等の有害性調査事業
労災病院事業
産業保健活動総合支援事業
治療就労両立支援事業
専門センター事業
未払賃金立替払事業
納骨堂の運営事業
看護専門学校事業
労働安全衛生融資貸付事業

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

労働者健康安全機構は、以下の理念・行動指針に基づき運営を行っています。



(独)労働者健康安全機構の理念・行動指針

理念

「勤労者医療の充実」「勤労者の安全向上」「産業保健の強化」

我が国の産業・経済の礎を維持、発展させるとともに、勤労者一人ひとりの人生を支える大きな役割を担っています

行動指針

- (1) 一般医療を基盤とした勤労者医療を常に先取りし、実践していきます
- (2) 健康で安全な職場を構築する研究などを進めます
- (3) 全ての勤労者の健康維持と安全向上に貢献します
- (4) 高い倫理観と社会規範のもとに行動します
- (5) 機構(労災病院群、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センター、産業保健総合支援センターなど)内の連携や協働を進めます
- (6) 経営基盤の安定を図ります

6 中期計画及び年度計画

第4期中期計画期間（平成31年4月～令和6年3月）に掲げる項目及びその主な内容と平成31年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、[第4期中期計画及び平成31年度計画](#)を御覧ください。

第4期中期計画と主な指標等	平成31年度計画と主な指標等
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
＜研究及び試験事業＞	
1. 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 ✓ 法令・基準等の制定及び改正等への貢献（50件以上） ✓ 外部評価における研究成果の評価（平均点3.25点以上） ✓ 厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価（研究の報告書総数の80%以上） ✓ ホームページアクセス件数（1,200万回以上）	1. 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 ✓ 法令・基準等の制定及び改正等への貢献（10件） ✓ 外部評価における研究成果の評価（平均点3.25点以上） ✓ 厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価（研究の報告書総数の80%以上） ✓ ホームページアクセス件数（240万回以上）
2. 労災疾病等に係る研究開発の推進 ✓ 「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について、研究に取り組む ✓ ホームページアクセス件数（1,200万回以上）	2. 労災疾病等に係る研究開発の推進 ✓ 3領域について、研究を遂行するとともに、継続しているテーマについては業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける ✓ ホームページアクセス件数（240万回以上）
＜労働災害調査事業＞	
✓ 労働安全衛生法に基づく労働災害の原因調査の実施 ✓ 依頼元からの評価（平均点2.0以上）	✓ 労働安全衛生法に基づく労働災害の原因調査の実施 ✓ 依頼元からの評価（平均点2.0以上）
＜化学物質等の有害性調査事業＞	
✓ 労働安全衛生法第57条の5第1項及び第58条に規定する化学物質の有害性調査の実施	✓ 労働安全衛生法第57条の5第1項及び第58条に規定する化学物質の有害性調査の実施

＜労災病院事業＞	
✓ 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ✓ 地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」の確保 ✓ 症例検討会や講習会等を延べ4,200回以上実施 ✓ 高度医療機器を用いた受託検査を延べ17万5,000件以上実施 ✓ 患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保 ✓ 治験症例数を2万900件以上確保 ✓ 行政機関等への貢献	✓ 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ✓ 労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」の確保 ✓ 症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施 ✓ 高度医療機器を用いた受託検査を延べ3万5,000件以上実施 ✓ 患者満足度調査を実施し、患者から満足いく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る ✓ 治験症例数を4,180件以上確保 ✓ 行政機関等への貢献
＜産業保健活動総合支援事業＞	
✓ 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供 ✓ 産業保健関係者への専門的研修等を2万6,500回以上実施 ✓ 中期目標期間の各年度において産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施を併せて12万2,600件以上実施 ✓ 研修、相談の利用者にアンケートを実施し、職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保 ✓ 産業保健総合支援センター等で実施する事業が与えた効果の把握（アウトカム調査で、有効回答のうち、80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする）	✓ 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供 ✓ 産業保健関係者へ5,300回以上の専門的研修等を実施 ✓ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施を併せて12万2,600件以上実施 ✓ 研修、相談の利用者にアンケートを実施し、職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保 ✓ 産業保健総合支援センター等で実施する事業が与えた効果の把握（アウトカム調査で、有効回答のうち、80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする）

＜治療就労両立支援事業＞	
✓ 治療と仕事の両立支援の推進 ✓ 支援した罹患者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る	✓ 治療と仕事の両立支援の推進 ✓ 支援した罹患者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る
＜専門センター事業＞	
✓ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 ✓ 医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者割合を80%以上確保	✓ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 ✓ 医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者割合を80%以上確保
＜未払賃金立替払事業＞	
✓ 未払賃金の立替払業務の着実な実施 ✓ 請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持	✓ 未払賃金の立替払業務の着実な実施 ✓ 請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持
＜納骨堂の運営事業＞	
✓ 納骨堂の運営業務 ✓ 来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る	✓ 納骨堂の運営業務 ✓ 来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得る
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務運営の効率化に伴う経費節減 ✓ 中期目標期間終了時までに平成30年度の予算と比べて中期計画予算を節減（一般管理費：15%に相当する節減額。事業費：5%に相当する節減額） 2. 適正な給与水準の検証・公表 3. 契約の適正化	1. 業務運営の効率化に伴う経費節減 ✓ 一般管理費及び事業費について、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る 2. 適正な給与水準の検証・公表 3. 契約の適正化
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
1. 外部資金の活用等 2. 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 3. 労災病院の経営改善 ✓ 国立病院機構等の公的医療機関と的高額医療機器等の共同購入等の	1. 外部資金の活用等 2. 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 3. 労災病院の経営改善 ✓ 国立病院機構等との連携により、高額医療機器等の共同購入を推進

実施 ✓ 病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上とする 4. 保有資産の見直し 5. 短期借入金の限度額	させ支出削減に努める ✓ 病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める (一般病床の病床利用率：全病院平均で直近(平成29年)の全国平均75.9%以上を確保) 4. 保有資産の見直し 5. 短期借入金の限度額
IV その他業務運営に関する重要事項	
1. 人事に関する事項 ✓ 能動的な人事管理 ✓ 優秀な研究員の確保・育成 ✓ 医療従事者の確保 ✓ 産業保健総合支援センターに充実する職員の育成 ✓ 専門性を有する看護師の養成 ✓ 障害者雇用の着実な実施	1. 人事に関する事項 ✓ 能動的な人事管理 ✓ 優秀な研究員の確保・育成 ✓ 医療従事者の確保 ✓ 産業保健総合支援センターに充実する職員の育成 ✓ 専門性を有する看護師の養成 ✓ 障害者雇用の着実な実施
2. 労働安全衛生融資貸付債権の管理 ✓ 貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う	2. 労働安全衛生融資貸付債権の管理 ✓ 破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額6百万円を回収
3. 内部統制の充実・強化等 ✓ 内部統制の充実・強化 ✓ 業績評価の実施	3. 内部統制の充実・強化等 ✓ 内部統制の充実・強化 ✓ 業績評価の実施
4. 情報セキュリティ対策の推進	4. 情報セキュリティ対策の推進

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ア 主務大臣

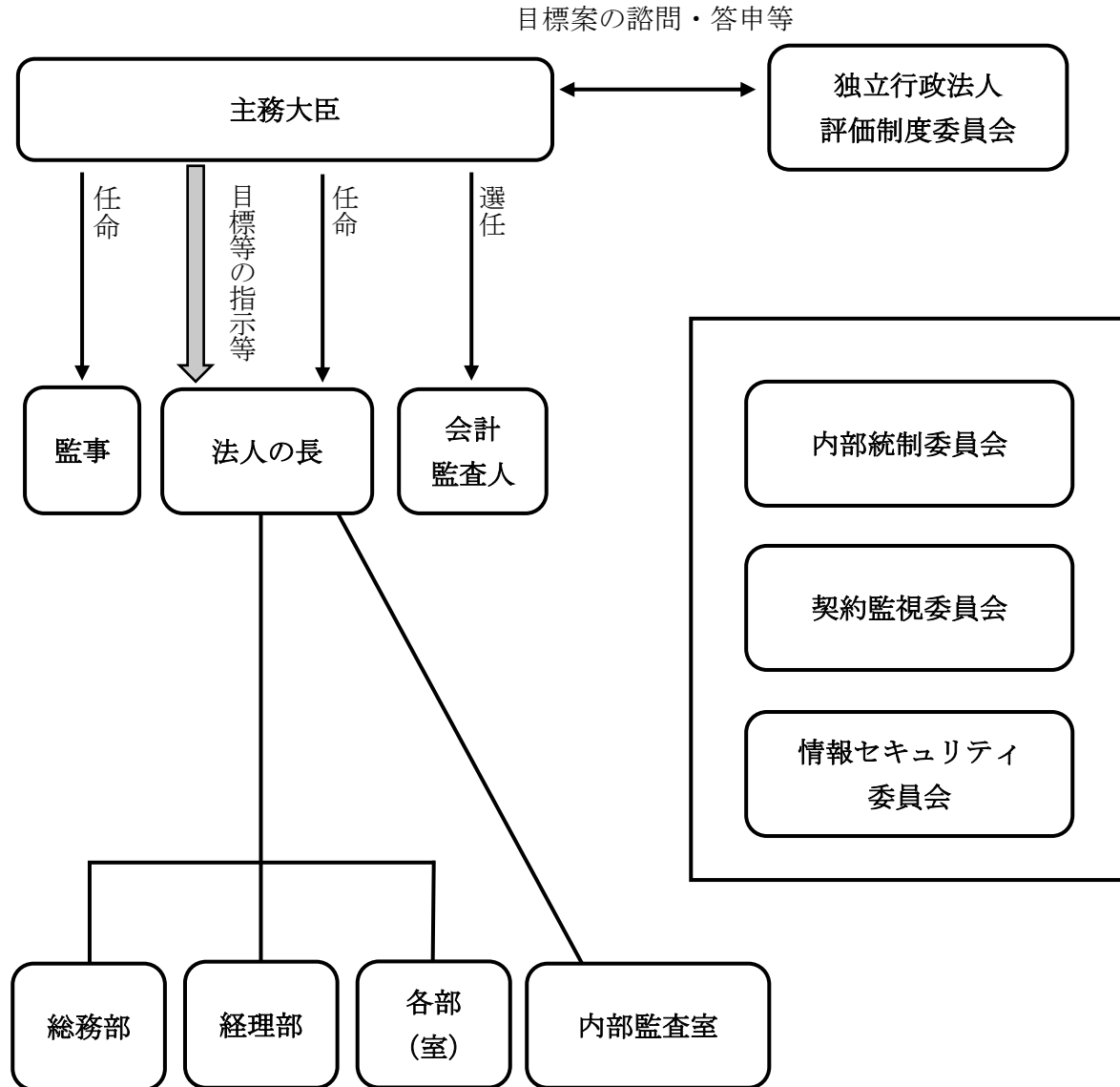
独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 18 条に基づき、主務大臣は厚生労働大臣となっております。

イ ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次頁のとおりです。なお、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成 27 年に内部統制に関する基本方針について業務方法書に明記し、内部統制の目的が、当機構の役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康安全機構法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性について会計監査人監査のほか、契約監視委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会などの役職員、外部有識者等からなる委員会を設け、ガバナンスの確保に努めております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

労働者健康安全機構のガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

ア 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役 職 名	氏 名	最 終 職 歴
理事長（定数1人、任期：中期 目標期間の末日まで）	有賀 徹	昭和大学病院長
理 事（定数5人、任期：2年）	代田 雅彦	宮城労働局長
	佐藤 朗	地域医療振興協会練馬光が丘 病院事務部長
	大西 洋英	秋田大学大学院医学系研究科 教授
	中島 和江	大阪大学医学部附属病院中央 クオリティマネジメント部教 授
	佐々木 邦臣	労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室長
監 事（定数2人、任期：令和 6年度財務諸表承認日まで） (非常勤)	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策 本部副本部長
	藤川 裕紀子	藤川裕紀子公認会計士事務所 所長

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
理事長	有賀 徹	H28. 4. 1	H23. 4 昭和大学病院長
理 事	代田 雅彦	R 2. 4. 1	H30. 7 宮城労働局長
理 事	佐藤 朗	H31. 1. 1	H28. 4 地域医療振興協会練馬 光が丘病院事務部長
理 事	大西 洋英	H28. 4. 1	H27. 4 秋田大学大学院医学系 研究科教授
理 事	中島 和江	R 2. 4. 1	H28. 4 大阪大学医学部附属病 院中央クオリティマネ ジメント部教授
理 事	佐々木 邦臣	R 2. 4. 1	H30. 7 労働基準局安全衛生部 安全課建設安全対策室 長

監 事	遠藤 和夫	R 1. 7. 1	H28. 4 日本経済団体連合会労働政策本部副本部長
監 事 (非常勤)	藤川 裕紀子	H26. 4. 7	H12. 7 藤川裕紀子公認会計士事務所所長

イ 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末現在において 15,232 人（前期比 114 人減少、0.7%減）であり、平均年齢は 38.8 歳（前期末 38.7 歳）となっています。このうち、国からの出向者は 72 人となっています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

ア 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

イ 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

大阪労災病院、山陰労災病院

ウ 当事業年度中に処分した主要施設等

旧岩手労災病院松倉宿舎の国庫納付（取得価格 31 百万円、減価償却等 30 百万円）

(5) 純資産の状況

ア 資本金の額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	153,817	—	33	153,785
資本金合計	153,817	—	33	153,785

イ 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和元年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、社会復帰促進等事業勘定において事業の財源等に充当するために、前中期目標繰越積立金（4,734 百万円）を取り崩しています。

(6) 財源の状況

当法人の経常収益は 321,862 百万円で、その内訳は、医療事業収入 295,104 百万円（収益の 91.7%）、運営費交付金収益 8,047 百万円（収益の 2.5%）、施設費収益 213 百万円（収益の 0.1%）、補助金等収益 12,379 百万円（収益の 3.8%）、その他

収益 3,751 百万円（収益の 1.2%）となっています。

これを事業別に区分すると、研究及び試験事業では、運営費交付金収益 2,343 百万円（経常収益の 73.4%）、補助金収益 501 百万円（15.7%）、賞与引当金見返に係る収益 84 百万円（2.6%）、退職給付引当金見返に係る収益 137 百万円（4.3%）

労働災害調査事業では、運営費交付金収益 72 百万円（経常収益の 92.6%）、労災病院事業では、医療事業収入 287,887 百万円（経常収益の 98.6%）、補助金等収益 999 百万円（経常収益の 0.3%）

産業保健活動総合支援事業では、補助金等収益 4,330 百万円（経常収益の 72.3%）、運営費交付金収益 1,394 百万円（経常収益の 23.3%）

治療就労両立支援事業では、運営費交付金収益 885 百万円（経常収益の 82.1%）

専門センター事業では、医療事業収入 7,177 百万円（経常収益の 82.9%）、運営費交付金収益 217 百万円（経常収益の 2.5%）、賞与引当金見返に係る収益 257 百万円（3.0%）、退職給付引当金見返に係る収益 805 百万円（9.3%）

未払賃金立替払事業では、補助金等収益 6,549 百万円（経常収益の 98.7%）

納骨堂の運営事業では、運営費交付金収益 66 百万円（経常収益の 85.0%）、雑益 7 百万円（9.6%）

看護専門学校事業では、運営費交付金収益 647 百万円（経常収益の 42.0%）、雑益 634 百万円（経常収益の 41.2%）、賞与引当金見返に係る収益 68 百万円（4.4%）、退職給付引当金見返に係る収益 188 百万円（12.2%）

労働安全衛生融資貸付事業では、運営費交付金収益 10 百万円（経常収益の 54.1%）、財務収益 3 百万円（経常収益の 13.5%）、雑益 3 百万円（17.0%）、退職給付引当金見返に係る収益 2 百万円（12.0%）

その他の事業では、運営費交付金収益 31 百万円（経常収益の 60.9%）、施設費収益 12 百万円（24.7%）、雑益 3 百万円（5.9%）、退職給付引当見返に係る収益 3 百万円（6.1%）

法人共通では、運営費交付金収益 1,235 百万円（経常収益の 82.2%）、退職給付引当見返に係る収益 202 百万円（13.4%）となっています。

また、独立行政法人労働者健康安全機構法第 14 条に基づき、労働安全衛生融資貸付事業に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて長期借入を行っています（期末残高 131 百万円）。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

近年、地球温暖化を始めとした環境問題が深刻化する状況において、当機構が事業活動を実施するに当たり、環境配慮の方針を定め、省エネルギー・省資源に対する取組、環境物品等の積極的な調達、環境保全に関する諸法令等の厳守など、環境負荷の低減に取り組んでいます。

今後とも、環境保全に関する取組を一層充実させてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御支援をお願い申し上げます。

詳細につきましては、今後公表される環境報告書も御覧ください。

以下のとおり、環境配慮の目標に対して目標を達成するための具体的な取組を実施しています。

【環境配慮の目標】

- (1) グリーン調達（環境物品の調達）の推進に努める。
- (2) 地球温暖化対策に努める。
- (3) 省エネルギー、省資源に対する取組を推進し、環境負荷の低減に努める。
- (4) 廃棄物の適正処理に努める。
- (5) 環境保全に関する諸法令等を遵守する。

【目標を達成するための具体的な取組】

- (1) グリーン調達（環境物品等）の推進に努めます。
- (2) 地球温暖化防止対策に努めます。
 - ア E S C O事業を活用し、積極的に温室効果ガス削減に努めます。
 - イ 当機構における温室効果ガス排出量の把握と低減に努めます。
 - ウ 施設の建設時においては、環境負荷のより少ない建築資材・工法の採用、高効率機器の採用、省エネルギー設備システムの採用に努めます。
- (3) エネルギー使用量削減等に対する取組を推進し、環境負荷の低減に努めます。
 - ア 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
 - (ア) 低公害車を導入します。
 - (イ) 公用車を効率的に利用します。
 - (ウ) エネルギー消費効率の高い機器を導入します。
 - イ 建築物の建築・管理等に当たっての配慮
 - (ア) 既存の建築物におけるエネルギー対策を徹底します。
 - (イ) 冷暖房の適正な温・湿度管理を行います。
 - (ウ) 水を有効に活用します。
 - (エ) 敷地内の緑化を推進します。
 - ウ その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出抑制等の配慮
 - (ア) エネルギー使用量を抑制します。
 - (イ) 電力の購入契約において温室効果ガス排出削減に配慮します。
 - エ 職員に対する研修
 - (ア) 地球温暖化対策に関する研修の機会・情報の提供を行います。
 - (イ) 職員から省エネに資するアイディアを募集します。
- (4) 廃棄物の適正処理等に努めます。
 - ア 廃棄物処理に関する諸法令等を厳守し、適正な廃棄物処理に努めます。
 - イ 用紙類の使用量の削減に努めます。
 - ウ リサイクル利用製品等を長期間使用します。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律 66 号）に基づき、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知において示されている業務方法書に記載すべき内部統制システムの整備に関する事項を踏まえ、業務方法書に新たに「役員（監事を除く。）の職務が独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康安全機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」の章（現第 12 章）を追加し、内部統制の確立に関する規程その他関係規程等の所要の改正を行い、組織全体で取組を実施しているところです。

リスク管理に係る取組として、「情報セキュリティの体制強化」、「個人情報漏えい防止」のほか、リスクの評価と対応等について、業務部門ごとの業務フローを作成し、取組を推進しているところです。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

ア リスクへの対応状況

(ア) 情報セキュリティの体制強化に関する対応状況

情報セキュリティインシデントとして、サイバー攻撃による組織機能の停滞や個人情報漏えい等がシステムの安定稼働上の重大なリスクの一つとなりうる脅威であると認識しております。当機構においては平成 29 年に「情報セキュリティ対策規程」を制定し、セキュリティ対策に努めているところです。

また、サイバー攻撃については年々巧妙かつ執拗になっていることから、これらに対応した情報セキュリティ教育・訓練の定期的な実施を行うとともに、特に情報インシデントが発生した場合の対応なども含め、常日頃から適切かつ迅速な対応を図るよう努めています。

(イ) 個人情報漏えい防止に関する対応状況

各業務に関わる個人情報の漏えいについて、外部からの侵入や不正持ち出しによる漏えいのほか、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の漏えい、滅失、き損等を未然に防止するため、保有個人情報の管理体制、教育研修、職員の責務等について「個人情報保護規程」を定め、適正な管理に努めています。

(ウ) 業務部門ごとの業務フローの作成

業務方法書（第 12 章）に記載された「業務部門ごとの業務フローの作成、業務に内在するリスク因子の把握、分析、評価等に取り組む（リスクの評価と対応）」に基づき、平成 29 年度には、機構本部において、10 事業のリスク対応計画を作成し、平成 30 年度には、前年度の取組を含めてリスク対応計画を 30 事業に増や

し、取組を継続しているところです。

令和元年度には、当該 30 事業のリスク対応計画について精緻化を進めるとともに、労災病院事業等においても取組を継続しております。

イ 業務実施体制の見直し

(ア) 情報セキュリティ対策規程の見直し

「サイバーセキュリティ基本法」に基づき設置されたサイバーセキュリティ戦略本部によって策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）」において、「情報セキュリティ対策に係る基本方針や情報セキュリティ確保のための対策の基準を定めること」と規定されていることを受けて、当機構では、平成 29 年に情報セキュリティ対策規程（平成 29 年規程第 5 号。以下「対策規程」という。）を制定しております。当機構においては、平成 30 年に統一基準群が改定されたこと等を受けて、対策規程の改正を行っています。

(イ) 個人情報保護規程の見直し

当機構においては、保有する個人情報等の適切な管理を図ることを目的として、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」等の関係法令に基づき個人情報保護規程（平成 17 年規程第 3 号）を定めているところです。

当該指針が一部改正され、委託先及び再委託先における個人情報の取扱い等について厳格化されたこと等を受けて、令和元年度において、個人情報保護規程を改正しています。

(ウ) 業務部門ごとのリスク対応計画の精緻化による見直し

リスク対応計画を作成し、取組を継続している 30 事業のうち、精緻化を検討した結果、6 事業について業務フローにおける具体的な手順の追記及び見直し、個人情報漏えい等の有現化しているリスクに対する対応等の追記、リスク対応の対応者、点検者の見直し等を行っております。

詳細につきましては、業務実績等報告書を御覧ください。

なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

9 業績の適正な評価の前提情報

令和元年度の労働者健康安全機構の各業務についての御理解とその評価に資するため、各事業の主な事業内容を示します。

研究及び試験事業

労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものについて重点化して研究を行うとともに、新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進しております。

労災疾病等に係る研究開発の推進

労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むため、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について研究を行っております。

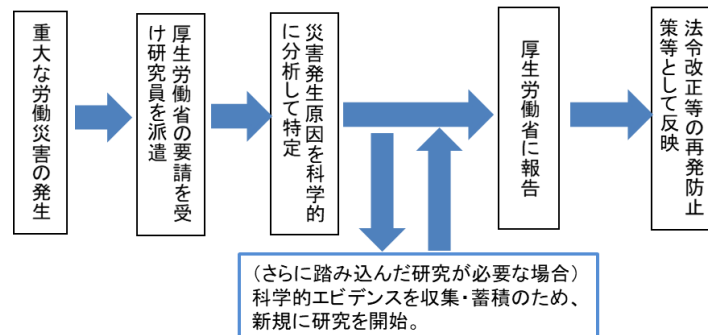
業務実績評価のための定量的指標

- ・ 法令・基準等の制定及び改正等への貢献数
- ・ 外部評価における研究成果の評価点数
- ・ 研究の報告書に対する「政策効果が期待できる」との評価割合
- ・ ホームページアクセス件数

労働災害調査事業

厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告しております。

災害調査の流れ



業務実績評価のための定量的指標

厚生労働省等依頼元へのアンケート調査（依頼元からの評価）

化学物質等の有害性調査事業

発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、労働安全衛生法に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施しております。

労災病院事業

疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組んでおります。

1. 疾病に関する高度・専門的な医療の提供

疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の

下、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等推進を図っております。

2. 地域医療への貢献

地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携強化、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会の実施及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施することで地域における中核病院としての役割を担っております。

また、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択する等、必要に応じて診療機能等の見直しを実施することで、地域医療に貢献しております。

3. 大規模労働災害等への対応

国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害を始めとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保しております。

4. 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図っております。

5. 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について積極的に協力しております。

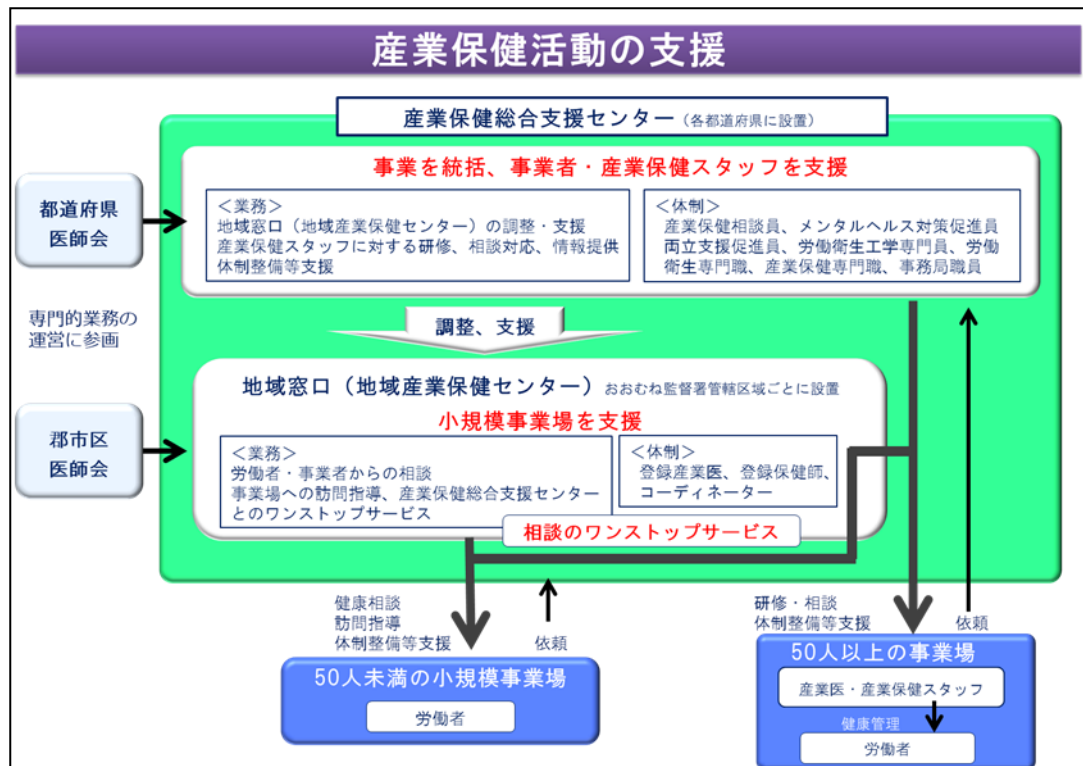
また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図っております。

業務実績評価のための定量的指標

- ・ 地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」の確保
- ・ 症例検討会や講習会等を実施回数
- ・ 高度医療機器を用いた受託検査の実施回数
- ・ 患者満足度調査における満足度
- ・ 治験症例数

産業保健活動総合支援事業

産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や第 13 次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援しております。

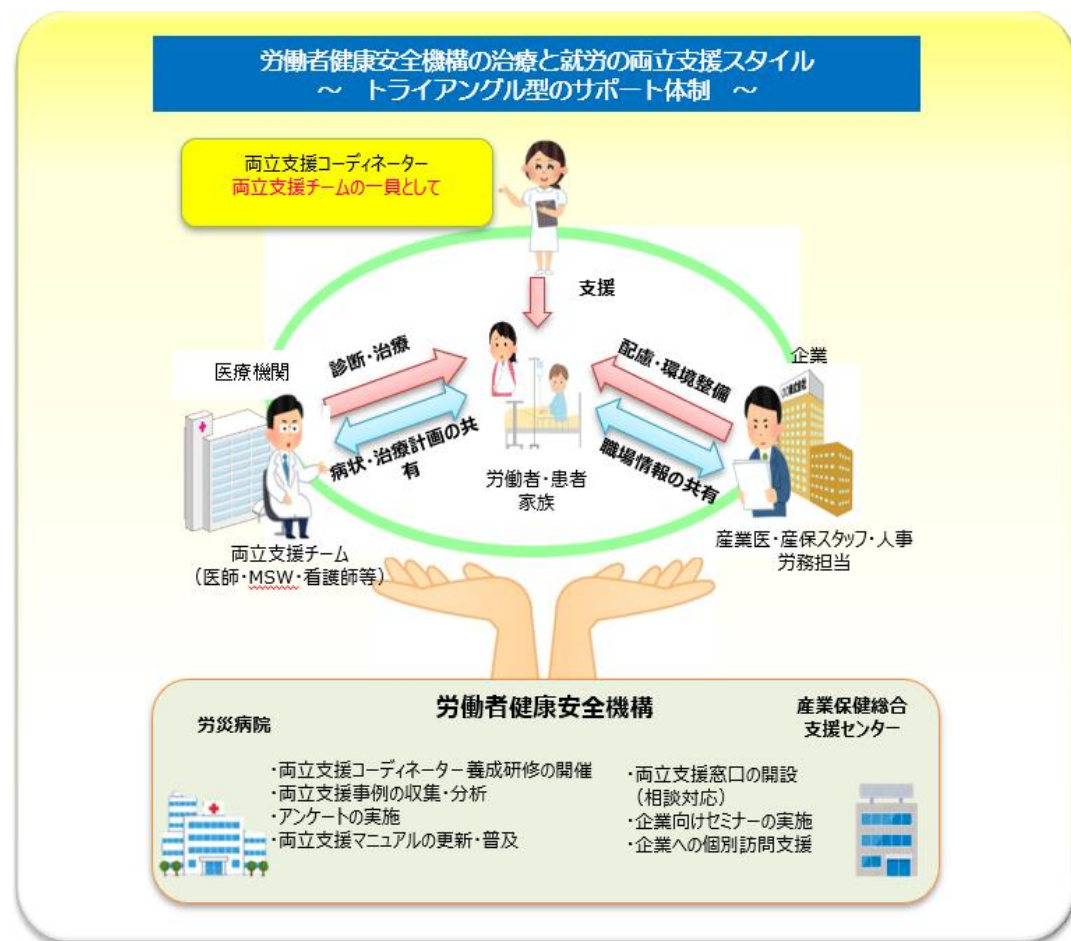


業務実績評価のための定量的指標

- ・ 専門的研修等の実施回数
- ・ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数
- ・ 研修、相談の利用者へのアンケート調査（利用者からの評価）
- ・ 産業保健総合支援センター等で実施する事業が与えた効果の把握（アウトカム調査の実施）

治療就労両立支援事業

就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組んでおります。



業務実績評価のための定量的指標

支援した罹患者へのアンケート調査（支援した罹患者からの評価）

専門センター事業

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、両センターが有する医学的知見を活用し、外傷による脊椎・脊髄障害等、重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するとともに、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及や、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及に取り組んでおります。

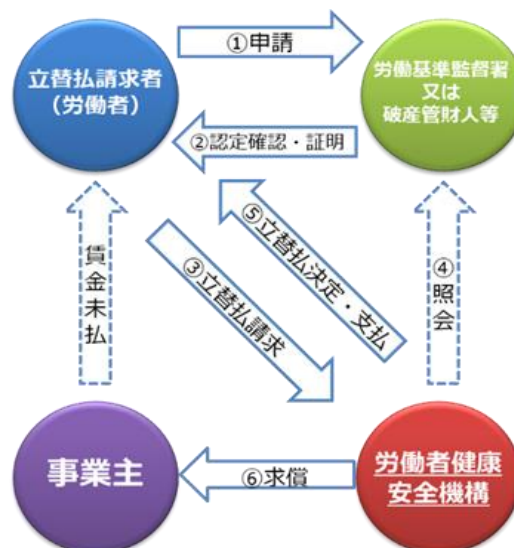
業務実績評価のための定量的指標

医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合

未払賃金立替払事業

未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度です（賃金の支払の確保等に関する法律）。

労働者健康安全機構は、立替払の実施とその立替払金に相当する額について労働者の承諾を得て賃金請求権を代位取得し、事業主等への求償を行っております。



業務実績評価のための定量的指標

請求書の受付日から支払日までの期間

納骨堂の運営事業

産業災害により殉職された方々の尊い御霊をお慰めするため、昭和 47 年 5 月に建立された高尾みころも霊堂において、開堂以来、毎年秋に御遺族を始め政財界、労働団体の代表等をお招きし、産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、多彩な行事を催し、御霊をお慰めしております。

業務実績評価のための定量的指標

来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価割合

＜産業殉職者合祀慰霊式 於：高尾みころも霊堂＞



10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和元年度の業務実績とその自己評価

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、業務実績等報告書を御覧ください。

令和元年度項目別評価総括表

(単位：百万円)

項目	評価(※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
＜研究及び試験事業＞		
労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進	A	3,366
労災疾病等に係る研究開発の推進	A	
＜労働災害調査事業＞	A	71
＜化学物質等の有害性調査事業＞	B	1,212
＜労災病院事業＞	B	301,286
＜産業保健活動総合支援事業＞	A	6,819
＜治療就労両立支援事業＞	S	1,621
＜専門センター事業＞	B	13,631
＜未払賃金立替払事業＞	B	6,636
＜納骨堂の運営事業＞	B	124
II 業務運営の効率化に関する事項		
＜業務運営の効率化に関する事項＞	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
＜財務内容の改善に関する事項＞	B	
IV その他業務運営に関する重要事項		
＜その他業務運営に関する重要事項＞		
＜看護専門学校事業＞	B	3,046
＜労働安全衛生融資貸付事業＞		27

(※) 評価の説明

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標を達成している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
評定 (※)	—	—	—	—	—

(※) 評語の説明

- S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。
- A：所期の目標を上回る成果が得られている。
- B：所期の目標を達成している。
- C：所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11 予算と決算との対比

要約した決算報告書

(単位：百万円)

区分	計			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	10,195	10,195	0	
施設整備費補助金	2,609	2,205	△ 404	工事の進捗等に伴い予算額を下回ったことによる減
その他の国庫補助金	11,607	12,613	1,006	
民間借入金	94	135	41	民間借入金借換額の増
求償権回収金	1,832	1,825	△ 7	
貸付金利息	1	3	2	予定外の利息回収による増
貸付金回収金	11	17	6	不良債権の回収による増
業務収入	304,081	295,782	△ 8,299	
受託収入	54	129	74	受託業務の増
業務外収入	4,207	4,117	△ 90	
計	334,691	327,020	△ 7,672	
支出				
業務経費	321,002	309,503	△ 11,499	
本部業務関係経費	674	600	△ 73	研究経費の減等
病院業務関係経費	294,407	283,128	△ 11,278	
施設業務関係経費	12,783	12,806	24	
賃金援護業務関係経費	8,322	8,638	316	
産業保健業務関係経費	4,817	4,330	△ 487	助成金支給件数の減等
施設整備費	2,609	2,205	△ 404	工事の進捗等に伴い予算額を下回ったことによる減
受託経費	54	105	50	受託業務の増
借入金償還	128	164	35	民間借入金借換額の増
支払利息	0	0	0	
一般管理費	18,152	18,068	△ 84	
計	341,946	330,045	△ 11,901	

12 財務諸表

要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	135,432	流動負債	51,361
現金・預金	64,724	運営費交付金債務	342
医業未収金	46,158	預り補助金等	801
その他（流動資産）	24,549	借入金	131
固定資産	305,316	買掛金・未払金	34,138
有形固定資産	271,343	その他（流動負債）	15,948
投資有価証券等	23,531	固定負債	142,955
長期貸付金等	26	資産見返負債	5,231
未払賃金代位弁済求償権	2,324	リース債務	10,800
未収財源措置予定額	94	引当金	
退職給付引当金見返	7,390	退職給付引当金	125,581
その他（固定資産）	608	その他（固定負債）	1,343
		負債合計	194,316
		純資産の部	
		資本金	153,785
		政府出資金	153,785
		資本剰余金	59,932
		利益剰余金	32,716
		純資産合計	246,432
資産合計	440,748	負債純資産合計	440,748

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 損益計算書上の費用	339,286
医療研究事業費	320,549
未払賃金立替払業務費用	6,549
一般管理費	2,906
臨時損失	9,114
その他	167
II その他行政コスト	1,496
減価償却相当額	1,508
減損損失相当額	9
利息費用相当額	0
承継資産に係る費用相当額	20
除売却差額相当額	△ 41
III 行政コスト	340,781

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金 額
経常費用(A)	330,171
業務費	320,549
人件費	142,791
材料費	83,423
減価償却費	16,814
その他	77,521
未払賃金立替払業務費用	6,549
受託経費	86
一般管理費	2,906
人件費	1,488
減価償却費	36
その他	1,383
財務費用	68
その他	13
経常収益(B)	321,862
補助金等収益等	22,991
自己収入等	295,104
受託収入	129
その他	3,639
臨時損益(C)	△ 1,365
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	4,734
当期総損失(B-A+C+D)	△ 4,940

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残額	153,817	59,752	42,512	256,081
当期変動額	△ 33	180	△ 9,797	△ 9,649
その他行政コスト	-	△ 1,496	-	△ 1,496
当期総損失	-	-	△ 9,674	△ 9,674
その他	△ 33	1,676	△ 122	1,521
当期末残高	153,785	59,932	32,716	246,432

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	10,832
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 83,012
人件費支出	△ 143,681
未払賃金立替払業務による支出	△ 8,638
運営費交付金収入	10,195
補助金等収入	13,402
自己収入等	301,094
その他の収入・支出	△ 78,527
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 15,037
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 5,152
IV 資金増加額 (又は減少額) (D=A+B+C)	△ 9,357
V 資金期首残高 (E)	53,163
VI 資金期末残高 (F=D+E)	43,806

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高	43,806
定期預金	20,918
現金及び預金	64,724

13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和元年度末現在の資産合計は 440,748 百万円と、前年度比 3,688 百万円減(0.8%減)となっています。

これは、現金及び預金から長期性預金への振替、有価証券償還により流動資産が 135,432 百万円と、前年度比 30,709 百万円減となったこと、建物及び器具・備品等の減価償却費の発生等により有形固定資産が 271,343 百万円と、前年度比 3,143 百万円減となったこと及び長期性預金への預入、会計基準の改訂による退職給付引当金見返の計上等により投資その他の資産が 33,659 百万円と、前年度比 30,152 百万円増となったことが主な要因です。

(負債)

令和元年度末現在の負債合計は 194,316 百万円と、前年度比 5,961 百万円増(3.2%増)となっています。

これは、未払金の減少等により流動負債が 51,361 百万円と、前年度比 3,381 百万円減となったこと及び会計基準の改訂により計上した退職給付引当金の増等により固定負債が 142,955 百万円と、前年度比 9,342 百万円増となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト

令和元年度の行政コストは、損益計算書上の費用として 339,286 百万円、その他行政コストとして 1,496 百万円となり、340,781 百万円となっています。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和元年度の経常費用は 330,171 百万円と、前年度比 10,945 百万円増(3.4%増)となっています。

これは、給与及び賞与、材料費等の増により医療研究事業費が 320,549 百万円と、前年度比 11,283 百万円増となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和元年度の経常収益は 321,862 百万円と、前年度比 5,163 百万円増(1.6%増)となっています。

これは、労災病院事業等に係る医療事業収入が 295,104 百万円と、前年度比 5,025 百万円増、補助金等収益が 5,702 百万円と、前年度比 507 百万円増となったこと及び会計基準の改訂により計上した退職給付引当金見返に係る収益が 1,658 百万円と、前年度比 1,658 百万円増となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損を 1,133 百万円、減損損

失を 252 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 4,734 百万円計上した結果、平成 30 年度の当期総損失 4,783 百万円から令和元年度の当期総損失 4,940 百万円となっています。

(4) 純資産変動計算書

令和元年度の純資産は、当期純損失の計上等により 246,432 百万円と、前年度比 9,649 百万円減 (3.7%減) となっています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 10,832 百万円と、前年度比 260 百万円増 (2.5%増) となっています。

これは、労災病院事業等に係る原材料、商品又はサービスの購入による支出が 83,012 百万円と、前年度比 2,806 百万円増、人件費支出が 143,681 百万円と、前年度比 2,239 百万円増、未払賃金立替払業務による支出が 8,638 百万円と、前年度比 58 百万円減、その他の業務支出が 77,726 百万円と、前年度比 1,273 百万円減、自己収入等が 301,094 百万円と、前年度比 2,055 百万円増、補助金等収入が 13,402 百万円と、前年度比 1,104 百万円増となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△15,037 百万円と、前年度比 11,178 百万円増 (289.7%増) となっています。

これは、労災病院事業に係る長期性預金の預入による支出が、20,000 百万円と、前年度比 20,000 百万円増となったこと、有形固定資産の取得による支出が 18,018 百万円と、前年度比 8,012 百万円増となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△5,152 百万円と、前年度比 192 百万円増 (3.9%増) となっています。

これは、労働安全衛生融資貸付事業に係る長期借入による収入が 131 百万円及び返済による支出が 160 百万円と、収入が前年度比 28 百万円減、支出が前年度比 72 百万円減、リース債務の返済による支出が 5,119 百万円と、前年度比 231 百万円増となったことが主な要因です。

14 内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）

（１）リスク管理の状況

当機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康安全機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の推進に関する事項（業務方法書第 68 条）>

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置しております。令和元年度においては、9 月に開催しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第 72 条、第 73 条）>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果に基づき必要があると認めたときは、報告書に意見を付すことができることとしています。

また、機構は事務及び事業の適正かつ効率的、効果的運営を図ることを目的として内部監査室を設置し、内部監査を実施するとともに監査終了後にその結果を遅滞なく文書で理事長に報告することとしています。加えて、監査結果に対する改善措置状況についても理事長に報告することとなっております。

<入札及び契約に関する事項（業務方法書第 75 条）>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置、入札・契約手続運営委員会の設置、公正入札調査委員会の設置等に関する規程等を整備するとともに、随意契約の要件等を会計細則に定めております。

令和元年度においても契約監視委員会を定期的を開催し、個々の契約案件の事後点検を行っております。

<予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第 76 条）>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、定期的で開催する経営改善推進会議において病院の予算執行状況の報告を行っています。

また、次年度の予算計画については、12、1 月の理事会で予算計画策定の方針を定め、2、3 月に協議又は書面により個別の施設の予算計画を承認し、3 月後半の理事会で機構全体の予算計画の承認を行います。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

ア 当機構の前身である労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和 32 年 7 月 1 日に設立されましたが、設立当時の労働福祉事業団法（昭和 32 年法律第 126 号。以下「団法」という。）には、労災保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置運営を行うことがその事業目的として規定されていました。

昭和 32 年 7 月、労災保険の保険施設として、従来財団法人労災協会により運営されていた労災病院 19、准看護学院 2、傷痍者訓練所 2 を引き継ぎ、また、同年 10 月から翌 33 年 1 月までの間に、失業保険の福祉施設として、都道府県により運営されていた総合職業訓練所 19、簡易宿泊所 13 の移管を受け、以後逐年施設の新設増加が行われました。

イ 雇用促進事業団（現 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）の設立に伴う業務の一部移管

昭和 36 年 7 月、雇用促進事業団法（昭和 36 年法律第 116 号）に基づき雇用促進事業団が設立され、それまで事業団が設置運営していた失業保険の福祉施設（総合職業訓練所、労働者住宅、簡易宿泊所及び労働福祉館等）を雇用促進事業団に移管しました。その結果、事業団の事業目的は、労災保険の保険施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することとされました。

ウ 労働福祉事業への発展

昭和 51 年 5 月、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 32 号）が公布され、従来の労災保険の保険施設を発展させた形で、保険給付と並ぶ労災保険事業の柱の一つとして労働福祉事業が実施されることとなりました。

これに伴い、団法の一部改正が行われ、事業団が実施している労災病院等の業務は、この労働福祉事業に包含されることとなるとともに、事業団の業務が法的にも従来に増して明確化されました。

労災病院、看護専門学校、労災リハビリテーション作業所等の施設の拡充整備を行う一方で、海外労働者の健康管理事業、産業保健活動への支援事業、賃金の支払の確保に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）に規定される未払賃金の立替払事業を労働福祉事業の一環として実施するなど、業務災害又は通勤災害を被った労働者の治療及び社会復帰の業務に留まらず、労働者等の福祉の増進のための広範囲な施策をも担うこととなりました。

なお、「労働福祉事業」については、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）により、事業名を「社会復帰促進等事業」に改められました。

エ 「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定

平成 13 年 12 月 19 日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、事業団

については独立行政法人とすることが示されるとともに、各業務について見直しの方針が示され、労災病院については、労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図り、この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管することとされました。

また、看護専門学校等の縮小、休養施設及び労災保険会館の廃止、労働安全衛生融資業務及び年金担保資金貸付業務の廃止等も併せて指示されました。

オ 労災病院の再編計画

平成 15 年 8 月、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえた労災病院の再編を実施するに当たっての厚生労働省の基本的考え方が「労災病院の再編に関する基本方針」によって示され、これを基に平成 16 年 3 月 30 日に厚生労働省から「労災病院の再編計画」が通知されました。これにより、労災病院が労働政策として期待される勤労者医療の中核的役割を適切に果たし得るよう機能の再編強化を図るとともに、再編に伴い廃止又は統合の対象となる病院が示されました。

カ 独立行政法人労働者健康福祉機構の発足

平成 13 年 12 月 19 日の「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定を受けて、「独立行政法人労働者健康福祉機構法案」が第 155 回国会で審議され、平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人労働者健康福祉機構として発足しました。

キ 「独立行政法人整理合理化計画」の閣議決定

平成 19 年 12 月 24 日に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、事務及び事業、組織について見直しの方針が示されました。これにより、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合、海外勤務健康管理センター及び労災リハビリテーション工学センターの廃止、労災リハビリテーション作業所の縮小廃止といった大幅な組織の見直しが行われることとなりました。

ク 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定

平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、労災リハビリテーション作業所は、現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止、産業保健推進センターについては、3 分の 2 を上回る統廃合（ブロック化）、業務の縮減並びに管理部門の集約化及び効率化を図り、専門的、実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止すること等とされました。

さらに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止することとされました。

ケ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」の閣議決定

平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。これにより、労災病院関係業務等については、経営の自立化と医療機能の強化を実現するため、現行の独立行政法人とは異なる新たな固有の根拠法に基づき設立される法人へ移行することとされたほか、独立行政法人国

立病院機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行うこととされました。

コ 「平成 25 年度予算編成の基本方針」の閣議決定

平成 25 年 1 月 24 日に「平成 25 年度予算編成の基本方針」が閣議決定されました。これにより、平成 24 年 1 月 20 日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、それ以前から決定していた事項を除いて当面凍結されることとなりましたが、独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組むこととされました。

サ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の閣議決定

平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合し、中期目標管理型の法人とすることとされました。

また、国が委託事業として実施している産業保健支援に関する事業及び化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）については、統合法人の業務として集約し、一元的に実施することとされました。

シ 独立行政法人労働者健康安全機構の発足

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、平成 27 年 2 月 24 日に厚生労働省所管の独立行政法人改革を行うために必要な措置を行うための法律案「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定されました。その後第 189 回国会で審議され、同年 4 月 24 日に法律が成立し、同年 5 月 7 日に公布されました。

これによって、独立行政法人労働者健康福祉機構は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合し、平成 28 年 4 月 1 日から独立行政法人労働者健康安全機構として発足しました。

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 171 号）

(3) 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室）

(4) 組織図

別紙のとおり

(5) 事務所の所在地

別紙のとおり

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

ア 労働者健康安全機構健康保険組合

当法人との関係

当機構は、健康保険組合の加入法人の一つであり、健康保険に加入する当機構の職員は全て健康保険組合の被保険者となっております。健康保険組合は、当機構を含む事業主と被保険者が納入する健康保険料を基に、当機構の被保険者等に保険給付等を行っています。

イ 労働者健康安全機構企業年金基金

当法人との関係

当機構は、労働者健康安全機構企業年金基金の加入法人の一つであり、厚生年金に加入する当機構の職員は全て労働者健康安全機構企業年金基金の加入員となっております。労働者健康安全機構企業年金基金は、当機構等の事業主と加入員が拠出する掛金を原資として加入員への年金等の給付を行っています。

詳細につきましては、附属明細書を御覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	451,618	458,061	448,279	444,436	440,748
負債	309,653	192,901	189,272	188,355	194,316
純資産	141,965	265,160	259,007	256,081	246,432
行政コスト	-	-	-	-	340,781
経常費用	321,003	306,053	322,778	319,227	330,171
経常収益	313,650	313,111	319,067	316,699	321,862
当期総利益	△ 7,909	111,140	△ 6,345	△ 4,783	△ 4,940

(注) 行政コストは、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度から表示しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

ア 予算

(単位：百万円)	
区別	合計
収 入	
運営費交付金	11,218
施設整備費補助金	2,794
その他の国庫補助金	12,663
民間借入金	—
求償権回収金	1,941
貸付金利息	0
貸付回収金	31
業務収入	306,969
受託収入	48
業務外収入	4,076
計	339,740

支 出	
業務経費	329,555
本部業務関係経費	694
病院業務関係経費	301,969
施設業務関係経費	12,725
貸金援護業務関係経費	9,212
産業保健業務関係経費	4,956
施設整備費	2,794
受託経費	48
借入金償還	131
支払利息	0
一般管理費	18,341
計	350,869

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

イ 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	342,571
経常費用	341,934
医療研究事業費	330,627
給与及び賞与等	148,482
材料費	84,801
経費等	81,178
減価償却費	16,167
未払賃金立替払業務費用	7,420
一般管理費	3,776
給与及び賞与等	1,500
経費等	2,251
減価償却費	25
財務費用	64
その他の支出	48
臨時損失	637
収益の部	335,604
経常収益	335,582
医療事業収入	306,454
運営交付金収益	10,685
施設費収益	46
補助金等収益	13,476
寄付金収益	7
財務収益	115
その他の収入	4,799
臨時利益	23
純利益	△ 6,967
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5,251
総利益	△ 1,716

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

ウ 資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	430,289
業務活動による支出	324,661
投資活動による支出	36,743
有形固定資産の取得による支出	20,243
その他の支出	16,500
財務活動による支出	5,011
長期借入金の返済による支出	131
その他の支出	4,880
次年度への繰越金	83,874
資金収入	430,289
業務活動による収入	337,029
業務収入	306,652
運営費交付金による収入	11,218
国庫補助金による収入	12,663
未収財源措置予定額収入	101
その他の国庫補助金収入	12,562
その他の収入	6,496
投資活動による収入	19,294
施設整備費補助金による収入	2,794
その他の収入	16,500
財務活動による収入	—
長期借入金による収入	—
前年度よりの繰越金	93,966

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

16 参考資料

(1) 財務諸表の科目の説明

ア 貸借対照表

<現金・預金>

- ・現金、預金

<医業未収金>

- ・医療事業収入に対する未収入額

<その他（流動資産）>

- ・現金・預金、医業未収金以外の有価証券、たな卸資産、未収金、貸付金など

<有形固定資産>

- ・土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

<投資有価証券等>

- ・満期保有目的の有価証券及び長期性預金

<長期貸付金等>

- ・融資資金貸付金及び援護資金貸付金のうち短期貸付金及び破産更生債権等以外の債権額

<未払賃金代位弁済求償権>

- ・未払賃金立替払事業に係る求償額

<未収財源措置予定額>

- ・労働安全衛生融資回収事業で後年において財源措置することとされている特定の費用の財源措置予定額

<退職給付引当金見返>

- ・財源措置されることが見込まれる退職給付引当金に見合う将来の収入額

<その他（固定資産）>

- ・有形固定資産、長期性預金、投資有価証券等、長期貸付金等、未払賃金代位弁済求償権、未収財源措置予定額、退職給付引当金見返以外の破産更生債権等などの長期資産及びソフトウェア、電話加入権など具体的な形態を持たない無形固定資産等

<運営費交付金債務>

- ・独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金の債務残高

<預り補助金等>

- ・国、地方公共団体等から交付された補助金及び寄付金の債務残高

<借入金>

- ・労働安全衛生融資回収事業のため借り入れた長期借入金の一年内返済分

<買掛金・未払金>

- ・材料費に掲げる物品及び固定資産の取得価額、医療事業費（材料費を除く。）

等に対する未支払額

<その他（流動負債）>

- ・運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金、借入金、買掛金・未払金以外の短期リース債務、預り金など

<資産見返負債>

- ・運営費交付金等を財源として取得した償却資産に対する負債

<リース債務>

- ・ファイナンス・リース取引により取得した資産に対する1年を超える未払債務

<引当金>

- ・将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等

<その他（固定負債）>

- ・資産見返負債、リース債務、退職給付引当金以外の負債額

<政府出資金>

- ・国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

<資本剰余金>

- ・国から交付された施設費や寄付金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

<利益剰余金>

- ・独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

イ 行政コスト計算書

<損益計算書上の費用>

- ・損益計算書における経常費用、臨時損失

<その他行政コスト>

- ・政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

<減価償却相当額>

- ・償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額

<減損損失相当額>

- ・特定の償却資産以外の償却資産（取得時に資産見返負債を計上している資産を除く。）を除く、独立行政法人が中長期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額

<利息費用相当額>

- ・資産除去債務に対応する除去費用等のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用

<承継資産に係る費用相当額>

- ・独立行政法人が政府又は特殊法人等から取得した承継資産のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の費用相当額

<除売却差額相当額>

- ・償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却損相当額及び売却益相当額

<行政コスト>

- ・独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

ウ 損益計算書

<業務費>

- ・独立行政法人の業務に要した費用

<人件費>

- ・給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等、独立行政法人の職員等に要する経費

<材料費>

- ・薬品費、診療材料費、給食原料費等の費用

<減価償却費>

- ・業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

<その他（業務費）>

- ・光熱水費、賃借料、雑役務費、業務委託費等の費用

<未払賃金立替払業務費用>

- ・未払賃金立替払事業に係る求償権償却引当金への繰入額

<受託経費>

- ・石綿関連疾患診断技術研修事業等受託業務に要する経費

<財務費用>

- ・利息の支払に要する経費

<補助金等収益等>

- ・国、地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

<自己収入等>

- ・医療事業に係る収入

<受託収入>

- ・石綿関連疾患診断技術研修事業等の受託収入

<その他（経常収益）>

- ・財務収益、雑益

<臨時損益>

- ・非特定償却資産に係る固定資産の除売却損益及び減損損失等

<前中期目標期間繰越積立金取崩額>

- ・前中期目標期間繰越積立金の取崩額

エ 純資産変動計算書

<当期首残高>

- ・前年度の貸借対照表の純資産の部に記載されている資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

<当期変動額>

- ・貸借対照表の純資産の部に記載されている資本金、資本剰余金、利益剰余金の当期変動額

<その他行政コスト>

- ・資本剰余金のうち、その他行政コスト累計額の当期変動額

<当期総利益>

- ・利益剰余金のうち、当期総利益の当期変動額

<その他>

- ・当期変動額のうち、その他行政コスト、当期総利益以外の要因で増減に影響を及ぼすものを累計した額

<当期末残高>

- ・貸借対照表の純資産の部に記載されている資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

オ キャッシュ・フロー計算書

<業務活動によるキャッシュ・フロー>

- ・独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

- ・将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却による収入・支出、資産除去債務の履行による支出等

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

- ・増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済、不要財産に係る国庫納付等による支出等

(2) その他公表資料等との関係の説明

ホームページでは、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

労働者健康安全機構のホームページ

<https://www.johas.go.jp/>

パンフレット（全体）

事業案内



独立行政法人労働者健康安全機構の組織

令和2年3月31日現在

本 部	労 災 病 院 (2 9 か所)	北海道中央労災病院 釧路労災病院 青森労災病院 東北労災病院 秋田労災病院 福島労災病院 千葉労災病院 東京労災病院	関東労災病院 横浜労災病院 新潟労災病院 富山労災病院 浜松労災病院 中部労災病院 旭 労災病院 大阪労災病院	関西労災病院 神戸労災病院 和歌山労災病院 山陰労災病院 岡山労災病院 中国労災病院 山口労災病院 香川労災病院	愛媛労災病院 九州労災病院 〈九州労災病院門司メディカルセンター〉 長崎労災病院 熊本労災病院
	医療リハビリテーションセンター	吉備高原医療リハビリテーションセンター			
	総 合 せ き 損 セ ン タ ー (2 か所)	総合せき損センター (北海道せき損センター)			
	労 災 委 託 病 棟	公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院			
	看 護 専 門 学 校 (9 か所)	釧路労災看護専門学校 横浜労災看護専門学校 関西労災看護専門学校 東北労災看護専門学校 中部労災看護専門学校 岡山労災看護専門学校 千葉労災看護専門学校 大阪労災看護専門学校 熊本労災看護専門学校			
	治療就労両立支援センター (9 か所)	北海道中央労災病院治療就労両立支援センター 大阪労災病院治療就労両立支援センター 東北労災病院治療就労両立支援センター 関西労災病院治療就労両立支援センター 東京労災病院治療就労両立支援センター 中国労災病院治療就労両立支援センター 関東労災病院治療就労両立支援センター 九州労災病院治療就労両立支援センター 中部労災病院治療就労両立支援センター			
	労災疾病研究センター (2 か所)	労災疾病研究センター アスベスト疾患研究・研修センター			
	産業保健総合支援センター (4 7 か所)	北海道産業保健総合支援センター 石川産業保健総合支援センター 岡山産業保健総合支援センター 青森産業保健総合支援センター 福井産業保健総合支援センター 広島産業保健総合支援センター 岩手産業保健総合支援センター 山梨産業保健総合支援センター 山口産業保健総合支援センター 宮城産業保健総合支援センター 長野産業保健総合支援センター 徳島産業保健総合支援センター 秋田産業保健総合支援センター 岐阜産業保健総合支援センター 香川産業保健総合支援センター 山形産業保健総合支援センター 静岡産業保健総合支援センター 愛媛産業保健総合支援センター 福島産業保健総合支援センター 愛知産業保健総合支援センター 高知産業保健総合支援センター 茨城産業保健総合支援センター 三重産業保健総合支援センター 福岡産業保健総合支援センター 栃木産業保健総合支援センター 滋賀産業保健総合支援センター 佐賀産業保健総合支援センター 群馬産業保健総合支援センター 京都産業保健総合支援センター 長崎産業保健総合支援センター 埼玉産業保健総合支援センター 大阪産業保健総合支援センター 熊本産業保健総合支援センター 千葉産業保健総合支援センター 兵庫産業保健総合支援センター 大分産業保健総合支援センター 東京産業保健総合支援センター 奈良産業保健総合支援センター 宮崎産業保健総合支援センター 神奈川産業保健総合支援センター 和歌山産業保健総合支援センター 鹿児島産業保健総合支援センター 新潟産業保健総合支援センター 鳥取産業保健総合支援センター 沖縄産業保健総合支援センター 富山産業保健総合支援センター 島根産業保健総合支援センター			
	労働安全衛生総合研究所	労働安全衛生総合研究所			
	日本バイオアッセイ研究センター	日本バイオアッセイ研究センター			
納 骨 堂	高尾みころも霊堂				

独立行政法人労働者健康安全機構施設一覧

(令和2年3月31日現在)

本部	〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
----	---------------------------------

○労災病院

施設名	所在地
北海道中央労災病院	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5
釧路労災病院	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23
青森労災病院	〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1
東北労災病院	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
秋田労災病院	〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30
福島労災病院	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3
千葉労災病院	〒290-0003 千葉縣市原市辰巳台東2-16
東京労災病院	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
横浜労災病院	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
新潟労災病院	〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12
富山労災病院	〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992
浜松労災病院	〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25
中部労災病院	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6
旭労災病院	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61
大阪労災病院	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災病院	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
神戸労災病院	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23
和歌山労災病院	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1
山陰労災病院	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1
岡山労災病院	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25
中国労災病院	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1
山口労災病院	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4
香川労災病院	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1
愛媛労災病院	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27

九州労災病院	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1
九州労災病院門司メディカルセンター	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1
長崎労災病院	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5
熊本労災病院	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670

○医療リハビリテーションセンター

施設名	所在地
吉備高原医療 リハビリテーションセンター	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511

○総合せき損センター

施設名	所在地
総合せき損センター	〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4
北海道せき損センター	〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1

○看護専門学校

施設名	所在地
釧路労災看護専門学校	〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38
東北労災看護専門学校	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10
千葉労災看護専門学校	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-13-2
横浜労災看護専門学校	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
中部労災看護専門学校	〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明1-10-5
大阪労災看護専門学校	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1180-15
関西労災看護専門学校	〒660-0064 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
岡山労災看護専門学校	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25
熊本労災看護専門学校	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1517-2

○治療就労両立支援センター

施設名	所在地
北海道中央労災病院治療就労両立支援センター	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5
東北労災病院治療就労両立支援センター	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
東京労災病院治療就労両立支援センター	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院治療就労両立支援センター	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
中部労災病院治療就労両立支援センター	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6
大阪労災病院治療就労両立支援センター	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災病院治療就労両立支援センター	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
中国労災病院治療就労両立支援センター	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1
九州労災病院治療就労両立支援センター	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1

○産業保健総合支援センター

施設名	所在地
北海道産業保健総合支援センター	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2階
青森産業保健総合支援センター	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8階
岩手産業保健総合支援センター	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14階
宮城産業保健総合支援センター	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 15階
秋田産業保健総合支援センター	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4階
山形産業保健総合支援センター	〒990-0047 山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4階
福島産業保健総合支援センター	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10階
茨城産業保健総合支援センター	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8階
栃木産業保健総合支援センター	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4階
群馬産業保健総合支援センター	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンタービル2階
埼玉産業保健総合支援センター	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル3階
千葉産業保健総合支援センター	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8階
東京産業保健総合支援センター	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3階
神奈川産業保健総合支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
新潟産業保健総合支援センター	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6階
富山産業保健総合支援センター	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 タワー111 4階
石川産業保健総合支援センター	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル9階
福井産業保健総合支援センター	〒910-0006 福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル7階
山梨産業保健総合支援センター	〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階
長野産業保健総合支援センター	〒380-0935 長野県長野市中御所1-16-11 鈴正ビル2階

岐阜産業保健総合支援センター	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル地下1階
静岡産業保健総合支援センター	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階
愛知産業保健総合支援センター	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 栄第一生命ビル9階
三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会館5階
滋賀産業保健総合支援センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8階
京都産業保健総合支援センター	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階
大阪産業保健総合支援センター	〒540-0033 大阪府大阪府中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9階
兵庫産業保健総合支援センター	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックスアセントビル8階
奈良産業保健総合支援センター	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3階
和歌山産業保健総合支援センター	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22 和歌山県日赤会館7階
鳥取産業保健総合支援センター	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階
島根産業保健総合支援センター	〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階
岡山産業保健総合支援センター	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12階
広島産業保健総合支援センター	〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階
山口産業保健総合支援センター	〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4階
徳島産業保健総合支援センター	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3階
香川産業保健総合支援センター	〒760-0050 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階
愛媛産業保健総合支援センター	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階
高知産業保健総合支援センター	〒780-0870 高知県高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7階
福岡産業保健総合支援センター	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1階
佐賀産業保健総合支援センター	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4階

長崎産業保健総合支援センター	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3-5 建友社ビル3階
熊本産業保健総合支援センター	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階
大分産業保健総合支援センター	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6階
宮崎産業保健総合支援センター	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル6階
鹿児島産業保健総合支援センター	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階
沖縄産業保健総合支援センター	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階

○労働安全衛生総合研究所

施設名	所在地
清瀬地区	〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6
登戸地区	〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

○日本バイオアッセイ研究センター

施設名	所在地
日本バイオアッセイ研究センター	〒257-0015 神奈川県秦野市平沢2445

○納骨堂

施設名	所在地
高尾みころも霊堂	〒193-0941 東京都八王子市狭間町1992